

福山市企業版ふるさと納税マッチング支援業務（歴史・文化の薫るまちづくり）実施要領

1 業務の目的

福山市（以下、「本市」という。）では、福山市みらい創造ビジョンに基づく地方創生の取組に対し、地方創生応援税制（以下、「企業版ふるさと納税」という。）を活用した寄附の受け入れが可能になっている。

本業務は、企業版ふるさと納税による寄附を行う見込みのある企業（以下、「寄附見込企業」という）に対し、本市の取組に関心を持って寄附の意向を固めてもらえるような働きかけを効果的に行い、より多くの財源を獲得することを目的とする。

2 業務概要

（１）業務名

福山市企業版ふるさと納税マッチング支援業務（歴史・文化の薫るまちづくり）

（２）業務内容等

別紙「福山市企業版ふるさと納税マッチング支援業務（歴史・文化の薫るまちづくり）仕様書（案）」のとおり。

（３）業務履行期間

契約締結の日から２０２６年（令和８年）３月３１日まで

3 委託料の算定方法

委託料の算定は、成果報酬型によるものとし、委託料率を２０％以内（消費税及び地方消費税別）とすること。

4 目標寄附額

１０，０００，０００円

5 審査及び契約方法

受注者による市外企業への提案や寄附意向の確定までの方法は、受注者が有する企業や業界とのつながり、提案・交渉にあたっての体制、ツール、頻度（段階設定）など多様であり、受注者として適格かどうかは、指名競争入札や一般競争入札のような価格競争では判断できない。そのため、受託希望事業者の随時募集を行い、業務内容の詳細と委託料率の参考見積書の提出を受けて審査し、審査項目の全てを満たす者を、全て受注候補者とする。また、受注候補者と仕様等について協議を行い、協議が整った時点で当該業者と随意契約を締結する。

6 応募資格

本件に応募する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てを行っている者（再生手続開始又は更生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (3) この公告の日から契約締結の日までの間のいずれの日においても、福山市の指名除外措置若しくは指名留保措置又は入札応募資格の取消しを受けていない者であること。
- (4) 福山市に納付すべき市税の滞納がない者であること。
- (5) 国に納付すべき消費税及び地方消費税の滞納がない者であること。
- (6) 地方公共団体が行う企業版ふるさと納税のマッチング支援業務又はそれに類似する業務の実績が1件以上あること。

7 応募の手続き

- (1) 担当課

〒720-8501 広島県福山市東桜町3番5号（本庁舎12階）

福山市経済環境局文化観光振興部文化振興課

電話：084-928-1278

FAX：084-928-1736

E-mail：bunkazai@city.fukuyama.hiroshima.jp

- (2) 受託事業者に応募する場合は、別表1に記載の書類を提出し、福山市の審査を受けること。

- (3) 募集期間・配布資料・配布方法・提出場所・提出方法

ア 募集期間

2025年（令和7年）月日（ ）から2025年（令和7年）12月26日（金）
（市の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時まで

イ 配付資料 別表1に記載の書類

（※本市が必要と認める場合は、追加書類を求める場合がある。）

ウ 配付方法 本市ホームページからダウンロードすること。

エ 提出場所 (1)の担当課と同じ

オ 提出方法 郵送又は持参（郵送の場合は、必着。）

（持参の場合は、募集期間のうち市の休日を除く午前8時30分～午後5時まで）

※提出書類の作成及び提出に要する費用は応募者の負担とする。

- (4) 応募は、年度内に1事業者につき1回に限る。

- (5) 募集開始の日から随時受け付けるものとする。

8 審査及び審査基準

提出された応募書類等をもとに、随時福山市文化振興課が書類審査を行う。

(1) 審査基準・審査項目

次の項目を全て満たしていること。

- ①応募資格 6 の応募資格条件を全て満たしていること
- ②会社概要 本業務を自社の事業として取り組んでいること
- ③実施体制 本業務の実施体制が整っていること
- ④スケジュール 本業務の実施計画が整っていること
- ⑤実現性 本業務と同種又は類似する業務の受注実績があり、かつ寄附実績があること

(2) 審査結果の通知

応募者に審査結果を、電子メールで通知する。

通知後、本市と合格した応募者との間で契約に向けた協議を行う。

9 契約の締結

- (1) 本業務の契約は、審査に合格した応募者と業務内容について協議等を行って仕様書の内容を確定した後に、見積合せの上契約を締結するものとする。
- (2) 仕様書の確定に際しては、合格した応募者と本市との協議により、必要に応じて内容を変更した上で契約を締結するため、委託料率が7（2）で提出した見積書の委託料率と同率になるとは限らない。

10 失格条件

次に掲げるいずれかに該当した場合は、失格とする。

- (1) 正当な理由なく契約を締結しないとき。
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 3 の委託料率の適正な範囲を超えた見積書を提出した場合
- (4) 審査の公平性を害する行為があったと市長が認めた場合
- (5) 実施要領の内容に違反すると市長が認めた場合
- (6) その他市の指示に違反する場合

11 その他の留意事項

- (1) 正当な理由なく応募書類のいずれかが提出されなかった場合又は審査の結果で合格の通知を受けなかった場合は、失格とする。
- (2) 応募書類は、別表1に定められるもののほか、市長が特に認めたものとし、また必

要に応じて追加書類の提出を求める場合がある。

- (3) 提出された応募書類等は返却しない。
- (4) 提出された応募書類等の著作権は、その応募者に帰属することとする。
- (5) 提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法又は維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、全て応募者が負うものとする。
- (6) 提出された応募書類等は、応募者の審査以外に、応募者に無断で使用しない。なお、審査に必要な範囲において複製をすることがある。
- (7) 応募者は、複数の応募書類を提出することはできない。
- (8) 提出された応募書類等は、福山市情報公開条例（平成14年条例第2号）に基づく情報公開請求の対象となる。
- (9) 本業務の具体的な業務内容は、仕様書に記載された内容を反映しつつ福山市との協議に基づいて決定するものとする。
- (10) 受注者の責めに帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合には、福山市は契約を解除できるものとする。この場合、市に生じた損害は受注者が賠償するものとする。
- (11) 今後の社会情勢や財政事情の変化、その他の不可抗力等により、事業計画の変更又は中止する場合がある。この場合、応募者に対して福山市は一切の責任を負わないものとする。
- (12) 応募者は、応募書類等の提出をもって、実施要領や仕様書等の記載内容に同意したものとする。

別表 1 応募書類

No.	書類（様式）名	様式等	説明
1	応募申込書	様式 1	
2	実績報告書	様式 2	
3	商業登記簿謄本	写しでも可	
4	財務諸表	写し	直前 1 事業年度の「貸借対照表」、 「損益計算書」、「株主資本等変動 計算書」及び「注記表」
5	市税の完納証明書	原本	本市に納税義務のない者は申立書 （様式 3）を提出。
6	納税証明書	写しでも可	
7	印鑑証明書	原本	
8	使用印鑑届	様式 4	実印と異なる印鑑を契約等に使用 する場合に提出すること。
9	委任状	様式 5	契約締結等に関する権限を支店 長、営業所長等に委任する場合に 提出すること。
10	誓約書	様式 6	
11	参考見積書（内訳書も含む）	様式 7	
12	会社概要資料	任意	パンフレット等又は事業概要の分 かるもの
13	業務実施体制	任意	
14	業務実施スケジュール	任意	